

市町合併に伴う住居表示の変更等に係る手続一覧表〔県関係事務〕

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否	手続の方法・留意事項等				
		要	不要				
1 旅券（パスポート）	有効な旅券（パスポート）をお持ちの方・申請される方			住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。 旅券（パスポート）発給申請のために提出する住民票・戸籍謄（抄）本は、発行後6ヶ月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。		パスポートセンター	087-825-5111
2 自動車運転免許証	左記の免許証をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。更新時に手続きをしてください。 なお、更新前に変更を希望される方は、下記の窓口で手続きを行ってください。 <窓口> 運転免許センター、運転免許東讃センター、運転免許小豆事務所 住所地・勤務地を管轄する警察署（勤務地のみが小豆郡内にある場合を除く） 住所地を受け持つ交番・駐在所		警察本部 運転免許課	087-833-0110
3 特定非営利活動法人の登記事項	特定非営利活動法人			住所変更の登記手続きは必要ありません。（「主たる事務所の所在地」について、法務局が職権で変更します。）		政策部 県民参画課	087-832-3174
4 特定非営利活動法人の定款	特定非営利活動法人			理事会の議決を経て、「定款」を変更後、「定款変更届出書」を県民参画課に提出してください。	不要	政策部 県民参画課	087-832-3174

項目	該当者	住所変更などによる取扱い				手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等				
		要	不要					
5	学校法人の登記事項	学校法人			住所変更の登記手続きは必要ありません。（「主たる事務所の所在地」について、法務局が職権で変更します。）		総務部 総務学事課	087-832-3058
6	学校法人の寄附行為	学校法人			理事会の議決を経て、「寄附行為」を変更後、総務学事課に提出してください。「寄附行為」の変更認可手続きは不要です。	不要	総務部 総務学事課	087-832-3058
7	学（園）則	私立学校設置者			理事会の議決を経て、「学則変更届」を総務学事課に提出してください。	不要	総務部 総務学事課	087-832-3058
8	宗教法人の登記事項	宗教法人			法務局で職権により「主たる事務所」欄について変更の記載がなされますので、変更後の登記簿謄本を付して「登記事項変更届」を所轄庁に提出してください。	不要	総務部 総務学事課	087-832-3058
9	宗教法人の規則	宗教法人			各宗教法人の規則に定める手続きにより規則を変更してください。（所轄庁に対する規則の認証申請は不要です。）		総務部 総務学事課	087-832-3058
10	高圧ガス製造保安責任者の免状	左記の免状をお持ちの方					総務部 危機管理課	087-832-3189
11	高圧ガス販売主任者の免状	左記の免状をお持ちの方					総務部 危機管理課	087-832-3189
12	高圧ガス第1種製造許可書	左記の許可書をお持ちの方					総務部 危機管理課	087-832-3190
13	液化石油ガス販売事業の登録	左記の登録をされている方					総務部 危機管理課	087-832-3189
14	液化石油ガス保安機関認定書	左記の認定書等をお持ちの方					総務部 危機管理課	087-832-3189
15	液化石油ガス貯蔵施設設置許可書	左記の認定書等をお持ちの方					総務部 危機管理課	087-832-3189

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			
		要	不要				
16	液化石油ガス充てん設備設置許可書	左記の認定書等をお持ちの方				総務部 危機管理課	087-832-3189
17	液化石油ガス設備士の免状	左記の免状をお持ちの方			不要	総務部 危機管理課	087-832-3189
18	特定液化石油ガス設備工事事業届出	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3189
19	特定液化石油ガス設備工事届出	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3189
20	高圧ガス第1種貯蔵所設置許可書	左記の許可書をお持ちの方				総務部 危機管理課	087-832-3190
21	特定高圧ガス消費届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
22	高圧ガス危害予防規程届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
23	高圧ガス製造保安統括者・保安係員等届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
24	高圧ガス冷凍保安責任者等届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
25	高圧ガス製造開始届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
26	電気工事士の免状	左記の免状をお持ちの方				総務部 危機管理課	087-832-3190
27	電気工事業の登録	左記の登録をされている方				総務部 危機管理課	087-832-3190
28	電気工事業の開始届書	左記届出を行った方				総務部 危機管理課	087-832-3190
29	危険物取扱者の免状	左記の免状をお持ちの方				総務部 危機管理課	087-832-3190
30	消防設備士の免状	左記の免状をお持ちの方				総務部 危機管理課	087-832-3190

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等				
		要	不要					
31	不動産鑑定士（補）の登録	左記の登録をされている方			「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して環境・水政策課に提出してください。	不要	環境森林部 環境・水政策課	087-832-3210
32	不動産鑑定業者の登録	左記の登録をされている方			「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して環境・水政策課に提出してください。	不要	環境森林部 環境・水政策課	087-832-3210
33	狩猟免状	左記の免状をお持ちの方					環境森林部 みどり保全課	087-832-3462
34	鳥獣飼養登録票	左記の登録票をお持ちの方					環境森林部 みどり保全課	087-832-3462
35	化学物質排出把握管理促進法による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3219
36	ダイオキシン類対策特別措置法による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3219
37	フロン回収破壊法による届出	左記の届出をされている方			住所変更の手続きは必要ありません。なお、登録通知書の新住所への変更を希望される場合には、環境管理課で手続きを行うことができます。		環境森林部 環境管理課	087-832-3219
38	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3217
39	公害防止に関する条例による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3217
40	水質汚濁防止法による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3218
41	瀬戸内海環境保全特別措置法による許可	左記の許可証をお持ちの方					環境森林部 環境管理課	087-832-3218
42	大気汚染防止法による届出	左記の届出をされている方					環境森林部 環境管理課	087-832-3219
43	林地開発許可証	左記の許可証をお持ちの方					環境森林部 みどり保全課	087-832-3464
44	保安林内立木伐採許可決定通知書	左記の通知書をお持ちの方					環境森林部 みどり保全課	087-832-3464

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			手数料
		要	不要				
45	保安林内立木伐採の届出	左記の届出をされている方				環境森林部 みどり保全課	087-832-3464
46	保安林内間伐の届出	左記の届出をされている方				環境森林部 みどり保全課	087-832-3464
47	保安林内作業許可決定通知書	左記の通知書をお持ちの方				環境森林部 みどり保全課	087-832-3464
48	保安林の指定の解除申請	左記の申請をされている方				環境森林部 みどり保全課	087-832-3464
49	産業廃棄物処理業許可証	左記の許可証をお持ちの方				環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3226
50	産業廃棄物処理施設設置許可証	左記の許可証をお持ちの方				環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3226
51	一般廃棄物処理施設設置許可証	左記の許可証をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。なお、許可証の新住所への変更を希望される場合には、管轄する保健福祉事務所（小豆郡については小豆総合事務所）環境管理室で手続きを行うことができます。	環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3224
52	登録廃棄物再生事業者の登録	左記の登録をされている業者			住所変更の手続きは必要ありません。なお、登録証明書の新住所への変更を希望される場合には、廃棄物対策課または保健福祉事務所（小豆郡については小豆総合事務所）環境管理室で手続きを行うことができます。	環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3224
53	浄化槽保守点検業者の登録	左記の登録をされている業者			住所変更の手続きは必要ありませんが、高松市と合併する町の地域については、合併後は高松市の所管となりますので、高松市下水道管理課にご確認ください。	環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3224
54	浄化槽設置の届出	左記の届出をされている方				環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3224
55	特定給食施設の開設届出	左記の届出をされている方				健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3273

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			
		要	不要				
56	特別用途食品表示の許可書	左記の許可書をお持ちの方			許可書の住所変更の手続きは必要ありません。なお、食品の表示事項の「所在地」は、合併後の住所地を表示してください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3273
57	特定保健用食品表示の許可書	左記の許可書をお持ちの方			許可書の住所変更の手続きは必要ありません。なお、食品の表示事項の「所在地」は、合併後の住所地を表示してください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3273
58	特定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			受給者証の住所は合併前のままでも問題ありません。ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3272
59	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			受給者証の住所は合併前のままでも問題ありません。ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3272
60	被爆者健康手帳	左記の手帳をお持ちの方			手帳の住所は合併前のままでも問題ありません。ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3272
61	被爆者一般疾病医療機関の住所	左記の指定を受けている医療機関			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3272
62	生活保護指定医療機関・指定介護機関の住所	左記の指定を受けている医療機関・介護機関			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 健康福祉総務課	087-832-3258

項目	該当者	住所変更などによる取扱い				問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等	手数料		
		要	不要				
63	介護サービス提供事業者の指定、許可	左記の指定、許可を受けている事業所			住所変更の手続きは必要ありません。 介護保険事業者番号の変更は原則ありませんが、みなし指定事業者（保険医療機関、保険薬局）については、医療機関コードの変更（社会保険事務局所管事務）に伴い番号が変更になりますので、該当する事業者に通知いたします。（介護保険事業者番号の変更に伴う手続きは不要です。）	健康福祉部 長寿社会対策課	087-832-3268
64	戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、合併後に手帳持参のうえ来庁し、手続きを行ってください。	健康福祉部 長寿社会対策課	087-832-3263
65	育成医療券	左記の医療券・受診券をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 子育て支援課	087-832-3285
66	未熟児養育医療券	左記の医療券・受診券をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 子育て支援課	087-832-3285
67	小児慢性特定疾患医療受診券	左記の医療券・受診券をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 子育て支援課	087-832-3285
68	支援費制度による指定事業者申請（身体障害、知的障害、障害児共通）	左記の申請をされている事業者			住所変更の手続きは必要ありません。 社協は新設につき新規申請する必要があります。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3292

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			手数料
		要	不要				
69	身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3291
70	療育手帳	左記の手帳をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3291
71	精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3294
72	特別障害者手当等の認定	左記の手当を受給されている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3292
73	心身障害者扶養共済制度	左記の共済年金を受給又は加入されている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3292
74	特別児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3292
75	看護職員修学資金貸与	左記資金の貸与（返還者を含む）を受けている方				健康福祉部 医務国保課	087-832-3255
76	理学療法士及び作業療法士修学資金貸与	左記資金の貸与（返還者を含む）を受けている方				健康福祉部 医務国保課	087-832-3255

項目	該当者	住所変更などによる取扱い				手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等				
		要	不要					
77	医療法人の定款又は寄附行為	医療法人			1 医療法人の事務所の所在地の変更 社員総会等の議決を経て、「定款又は寄附行為」を変更後、「定款（寄附行為）一部変更届」を香川県医務国保課に提出してください。 「定款又は寄附行為」の変更認可手続きは不要です。 2 医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設の開設場所の変更 社員総会等の議決を経て、「定款（寄附行為）変更認可申請書」を香川県医務国保課に提出してください。直ちに住所変更の手続きの必要はありません。他の変更等に併せて手続きを行なってください。	不要	健康福祉部 医務国保課	087-832-3256
78	医療機関開設許可証	医療機関を開設されている方					健康福祉部 医務国保課	087-832-3321
79	結核医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。		健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3302
80	結核指定医療機関の住所	左記の指定を受けている医療機関			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。		健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3302
81	温泉法による許可（土地掘削、増掘、動力装置、温泉利用）	左記の許可を受けている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、薬務感染症対策課または所轄の保健所に通常の変更手続きを行ってください。		健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3300

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			
		要	不要				
82	薬事法に基づく許可・届出等（薬局開設・医薬品販売業・医薬品等製造業・医薬品等製造販売業・医療機器修理業、高度管理医療機器等販売（賃貸）業・管理医療機器販売（賃貸）業届・配置従事者身分証明書等）	左記の許可等を受けている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、薬務感染症対策課または所轄の保健所に通常の変更手続きを行ってください。	健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3307
83	麻薬・覚せい剤に係る免許・指定等	左記の免許等を受けている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、薬務感染症対策課に通常の変更手続きを行ってください。	健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3301
84	毒物及び劇物取締法に基づく登録・許可等（製造業・輸入業・販売業・特定毒物研究者・特定毒物使用者・業務上取扱者届）	左記の登録等をされている方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、所轄の保健所に通常の変更手続きを行ってください。	健康福祉部 薬務感染症対策課	087-832-3300
85	食品衛生法による営業許可証	左記の許可証をお持ちの方			住所変更の手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、変更手続きを行ってください。	健康福祉部 生活衛生課	087-832-3180
86	製造所固有記号届出書	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3180
87	食品衛生責任者設置届	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3180
88	食品衛生管理者設置届	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3180
89	危険動物の飼養又は保管許可等	左記の許可等を受けている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3179

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			
		要	不要				
90	動物取扱業の届出	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3179
91	生活衛生関係営業（興行場、旅館、公衆浴場、理容、美容、クリーニング各業）の許可等	左記の各業を営んでいる方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3178
92	生活衛生関係営業等に係る特定建築物の届出	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3178
93	建築物清掃業等の知事登録（清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、環境衛生一般管理業）	左記の届出をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3178
94	魚介類行商の行商者の登録	左記の登録をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3179
95	ふぐ処理業の登録	左記の登録をされている方				健康福祉部 生活衛生課	087-832-3179
96	工場立地法による特定工場の届出	左記の届出をされている特定工場				商工労働部 産業政策課	087-832-3354
97	計量証明事業の登録	左記の登録をされている方			不要	商工労働部 経営支援課 計量検定所	087-832-3342 087-881-2517
98	特定計量器製造（修理・販売）事業の届出	左記の届出をされている方			不要	商工労働部 経営支援課 計量検定所	087-832-3342 087-881-2517

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等				
		要	不要					
99	適正計量管理事業所の指定	左記の指定を受けている事業所			「適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届」に「住所変更証明書」及び「適正計量管理事業所指定書」を添付して計量検定所指導係に提出してください。	不要	商工労働部 経営支援課 計量検定所	087-832-3342 087-881-2517
100	中小企業等協同組合の定款	中小企業等協同組合			総会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を、(中央会会員の場合は中央会を經由して、)経営支援課へ提出してください。	不要	商工労働部 経営支援課	087-832-3342
101	貸金業の登録	左記の登録をされている方			住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届時等に併せて手続きを行ってください。		商工労働部 経営支援課	087-832-3345
102	中小企業高度化資金	左記の資金の借入をされている方					商工労働部 経営支援課	087-832-3343
103	中小企業設備近代化資金	左記の資金の借入をされている方					商工労働部 経営支援課	087-832-3345
104	認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地、認定職業訓練のための施設の所在地、認定職業訓練を委託した施設、事業所又は団体の所在地	認定職業訓練を行う事業主等			対象者に変更届を郵送しますので、必要事項を記入し、労働政策課へ提出してください。	不要	商工労働部 労働政策課	087-832-3367
105	旅行業及び旅行業代理業の登録	左記の登録をされている方					商工労働部 観光振興課	087-832-3360
106	通訳案内業の免許証	左記の免許証をお持ちの方					商工労働部 観光振興課	087-832-3360
107	農地転用許可	左記の許可を受けられている方					農政水産部 農政課	087-832-3397
108	農薬販売業の届出	左記の届出をされている方					農政水産部 農業経営課	087-832-3411
109	肥料登録	左記の登録をされている方					農政水産部 農業経営課	087-832-3411

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			問い合わせ先	電話番号		
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			手数料	
		要	不要					
110	肥料販売業の届出	左記の届出をされている方				農政水産部 農業経営課	087-832-3411	
111	特殊肥料生産業者の届出	左記の届出をされている方				農政水産部 農業経営課	087-832-3411	
112	農薬関係の届出	左記の届出をされている方				農政水産部 農業経営課	087-832-3411	
113	肥料関係の届出	左記の届出をされている方				農政水産部 農業経営課	087-832-3411	
114	エコファーマー関係の届出	左記の届出をされている方				農政水産部 農業経営課	087-832-3411	
115	家畜人工授精所開設許可	左記の許可を受けられている方				農政水産部 畜産課	087-832-3428	
116	家畜人工授精師の免許証	左記の免許を受けられている方				農政水産部 畜産課	087-832-3428	
117	家畜個体識別に係る農家マスター	左記に該当する農家（牛の飼養者）				農政水産部 畜産課	087-832-3429	
118	動物用医薬品販売許可（一般・特例・薬種商）	左記の許可を受けられている方				農政水産部 畜産課	087-832-3428	
119	動物用診療施設の開設届	左記の届出をされている方				農政水産部 畜産課	087-832-3428	
120	飼料、飼料添加物製造業者・販売業者届	左記の届出をされている方			「届出事項変更届」を畜産課に提出してください。 なお、「届出事項変更届」の様式は、あらかじめ変更届の提出が必要な業者へ送付します。	不要	農政水産部 畜産課	087-832-3430
121	家畜商の免許証	左記の免許を受けられている方				農政水産部 畜産課	087-832-3429	
122	みつばち飼育届	左記の届出をされている方				農政水産部 畜産課	087-832-3429	
123	漁船登録	左記の登録をされている方				農政水産部 水産課	087-832-3473	
124	遊漁船業登録	左記の登録をされている方				農政水産部 水産課	087-832-3473	

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			手数料
		要	不要				
125	建設業許可通知書	左記の通知書をお持ちの方				土木部 土木監理課	087-832-3507
126	解体工事業の登録	左記の登録をされている方				土木部 土木監理課	087-832-3507
127	浄化槽工事業の登録	左記の登録をされている方				土木部 土木監理課	087-832-3507
128	特例浄化槽工事業の届出	左記の届出をされている方				土木部 土木監理課	087-832-3507
129	建設工事等入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方				土木部 土木監理課	087-832-3507
130	道路占用許可書（県道）	左記の許可書をお持ちの方				土木部 道路保全課	087-832-3531
131	河川占用許可書（県所管分）	左記の許可書をお持ちの方				土木部 河川砂防課	087-832-3537
132	砂防指定地内行為許可書、砂防設備占用許可書	左記の許可書をお持ちの方				土木部 河川砂防課	087-832-3537
133	地すべり防止区域内行為許可書	左記の許可書をお持ちの方				土木部 河川砂防課	087-832-3537
134	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可書	左記の許可書をお持ちの方				土木部 河川砂防課	087-832-3537
135	港湾施設の占用許可	左記の許可を受けている方				土木部港湾課	087-832-3549
136	水域等の占用許可	左記の許可を受けている方				土木部港湾課	087-832-3549
137	臨港地区内における行為の届出	左記の届出をされている方				土木部港湾課	087-832-3549
138	都市公園の占用・利用等許可、都市公園施設の設置・管理	左記の許可等を受けている方				土木部 都市計画課	087-832-3558
139	屋外広告物許可書	左記の許可書をお持ちの方			不要	土木部 都市計画課	087-832-3556

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			手数料	問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等				
		要	不要					
140	屋外広告業の届出	左記の届出をされている方			屋外広告業届出事項変更届出書に変更内容を記入し、都市計画課へ提出してください。	不要	土木部 都市計画課	087-832-3556
141	開発行為許可書	左記の許可書をお持ちの方					土木部 建築指導室	087-832-3560
142	建築士事務所の登録	左記の登録をされている方					土木部 建築指導室	087-832-3612
143	二級・木造建築士の免許証	左記の免許証をお持ちの方					土木部 建築指導室	087-832-3612
144	宅地建物取引業の免許証	左記の免許証をお持ちの方					土木部住宅課	087-832-3582
145	宅地建物取引主任者の登録及び主任者証	左記の登録等をされている方					土木部住宅課	087-832-3582
146	物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方					出納局会計課	087-832-3642
147	政治資金規正法に基づく政治団体の届出及び資金管理団体の届出	左記届出を行った政治団体					香川県 選挙管理委員会	087-832-3089
148	香川県高等学校等奨学金	左記奨学金の貸与（返還者を含む）を受けている方					教育委員会 高校教育課	087-832-3753
149	香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金	左記修学資金の貸与（返還者を含む）を受けている方					教育委員会 高校教育課	087-832-3753
150	文化財保護法等による文化財等の所在場所（表示）（重文、有形・無形民俗文化財、史跡・名勝等）	左記の文化財等の所有者（又は管理者）及び保持者					教育委員会 文化行政課	087-832-3786
151	緊急自動車等指定（届出確認）証	左記の指定（届出確認）証をお持ちの方					警察本部 交通企画課	087-833-0110

項目	該当者	住所変更などによる取扱い			問い合わせ先	電話番号	
		手続の要否		手続の方法・留意事項等			手数料
		要	不要				
152	安全運転管理者（副安全運転管理者）に関する届出書	左記の届出をされている方				警察本部 交通企画課	087-833-0110
153	自動車保管場所証明書の記載事項変更の届出	自動車保管場所証明書の交付を受けている方				警察本部 交通規制課	087-833-0110
154	保管場所標章番号通知書の記載事項変更の届出	保管場所標章番号通知書の交付を受けている方				警察本部 交通規制課	087-833-0110
155	通行の許可、駐車の前可、制限外積載許可、けん引許可	許可証の交付を受けている方				警察本部 交通規制課	087-833-0110
156	道路使用許可証の記載事項の変更の届出	許可証の交付を受けている方				警察本部 交通規制課	087-833-0110
157	警備業法による許可証等	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活安全企画課	087-833-0110
158	古物営業法による許可証	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活安全企画課	087-833-0110
159	質屋営業法による許可証	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活安全企画課	087-833-0110
160	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可証	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活安全企画課	087-833-0110
161	銃砲刀剣類所持等取締法による許可証	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活環境課	087-833-0110
162	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け許可証	左記の許可証等をお持ちの方				警察本部 生活環境課	087-833-0110